



令和 6 年度第 3 回
船橋市子ども・子育て会議資料

第 3 章 計画の基本的な考え方

健康福祉局 子ども家庭部 子ども政策課

1. 基本理念

**「こどもの笑顔が輝き、生き生きと子育て
できるまち・ふなばし」をめざして**

本計画は、第1期計画及び第2期計画を引き継ぎ、「『こどもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし』をめざして」を基本理念とします。

地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深めて支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべてのこどもが心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。

こどもはまちの未来の担い手です。その未来が輝くものであるためには、今を生きるこども一人ひとりが伸び伸びと育ち、毎日が笑顔にあふれ、将来の夢が育まれるものでなければなりません。

その実現のために、市民と行政が一体となって、こどもと子育て家庭を支援していきます。

2. 基本方針

基本理念に沿った子ども・子育て支援施策を推進するための基本方針を「子ども」「親・家庭」「地域・社会」の3つの視点から以下のとおり設定します。

また、「基本理念」に沿った3つの「基本方針」から、11の「基本施策」及び横断的施策として「こどもの貧困対策」を推進します。

基本理念

「こどもの笑顔が輝き、子育てでできるまち・ふなばし」をめざして

基本方針

基本方針 1

子ども

次代を担う子ども一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。

こどもが健やかで心豊かに成長していくには、一人ひとりのこどもが安心して過ごし、きめ細かで充実した教育・保育が受けられる環境を整備する必要があります。本市では、すべてのこどもが瞳を輝かせながら成長することができる環境を整えます。

基本方針 2

親・家庭

保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。

保護者が子育てに不安や負担、孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てを行うことができるよう、すべての子育て家庭に適切な支援を行う必要があります。本市では、行政や関係機関が連携して、妊娠・出産期から子育て期にわたって、切れ目なく子育て家庭を支援し、子育てを支える体制を整えます。

基本方針 3

地域・社会

地域や社会を構成する一人ひとりが、こどもや子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。

こどもの健やかな成長を実現するには、子育て家庭だけではなく、地域、事業者、行政等、社会全体で、こどもの育ちや保護者の子育てを理解し、支え合う必要があります。本市では、子育て支援事業の充実を図るとともに、行政のほか地域、事業者等の支援によって、こどもを産み育てやすく、こどもが安心して生活し、健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

基本施策

1	乳幼児期の教育・保育の充実	教育・保育施設や地域型保育事業によって、乳幼児期の教育・保育の提供体制を確保し、こどもが健やかに育まれる環境づくりを推進します。	こどもの貧困対策 全ての基本施策にかかると断片的な施策として実施。 全てのごとも心身ともに健やかに育成され、及びその教育機会均等が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に向けて、こどもの貧困対策を総合的に推進します。
2	こどもの健全な育成の充実	小学生が放課後、安心して安全に活動することのできる居場所づくりを推進します。こどもの学び・進路の支援や体験機会の提供及び相談体制の充実などにより、こどもの健全な育成を図ります。また、こども自身が相談しやすい環境づくりを行っています。	
3	特別な配慮を要するこどもへの支援の充実	発達が気になるこどもや障害のあるこども等、特別な配慮を要するこどもが身近な地域で安心して生活できるように、関連サービスの充実を図ります。	
4	母子保健の充実	出産や育児の不安を抱える家庭が、安心してこどもを生み育て、こどもを健やかに育てることができるよう、妊娠・出産期から乳幼児期に至るまで切れ目ない支援を行います。	
5	親子のふれあいの場づくり	子育て中の親子が気軽に集え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点の充実を図るとともに、地域の子育ての支援を推進します。	
6	多様な子育て支援サービスの充実	保護者の子育ての負担を軽減するため、多様な子育て支援サービスや、子育ての相談体制、様々な媒体を通じた情報提供等の充実を図ります。	
7	ひとり親家庭等の自立支援の推進	多くの課題を抱えているひとり親家庭等に対して、子育てや生活の支援、就業の支援、経済的支援等、自立に向けた支援の推進を図ります。	
8	経済的支援の実施	児童手当をはじめとした各種手当の支給や医療費の助成等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、経済的支援を実施します。	
9	子育てを支援する地域社会づくり	地域社会とのかかわりの中で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、こどもが健やか育まれることができるよう、地域における子育て支援活動を推進します。	
10	児童虐待防止対策の充実	妊産婦、子育て家庭、こどもへの寄り添い伴走型支援により、児童虐待の発生予防や再発防止に努めるとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、きめ細やかで切れ目のない一貫した支援を行うことにより、こどもたちの安全で安心な生活を守ります。	
11	仕事と家庭の両立支援の推進	仕事をしながら、家庭において子育てを両立するために、企業による取り組みの充実や職場における理解と協力を促進するための啓発や、各種法令・制度の周知等を行ないます。	